



島根県報

令和4年11月8日（火）

第 361 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

令和4年11月定例県議会の招集	(財 政 課)	2
土地改良区の役員の就任及び退任の届出	(農 村 整 備 課)	2
県営土地改良事業の工事の完了	(")	3
地域森林計画の樹立	(森 林 整 備 課)	3
地域森林計画の変更	(")	3
保安林の指定施業要件の変更（2件）	(")	4

告 示

島根県告示第712号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、令和4年11月21日定例県議会を松江市に招集するので、同条第7項の規定により告示する。

令和4年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第713号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和4年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

出雲市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

福間 勉 出雲市塩冶町280番地
曾田 修一 出雲市荒茅町3212番地
福島 隆 出雲市西林木町910番地
渡部喜代人 出雲市上島町946番地
飯塚 孝司 出雲市知井宮町252番地
吉田 義徳 出雲市朝山町644番地

監事

嘉田不二夫 出雲市姫原一丁目3番地1
安田 儒史 出雲市高松町858番地
松浦 宗和 出雲市本庄町586番地

2 就任年月日

令和4年10月4日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

木次 誠 出雲市武志町352番地5
伊藤 弘之 出雲市古志町3987番地5
児玉 純男 出雲市稗原町2940番地
曾田 量一 出雲市上島町1219番地
曾田 修一 出雲市荒茅町3212番地
高田 誠治 出雲市大島町421番地
福島 隆 出雲市西林木町910番地

監事

福間 勉 出雲市塩冶町280番地
今岡 宏光 出雲市乙立町2026番地7

嘉田不二夫 出雲市姫原一丁目3番地1

島根県告示第714号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により告示する。

令和4年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

事業名	完了年月日
大塚地区 区画整理事業（県営農地整備事業（経営体育成型））	令和4年3月7日

島根県告示第715号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和4年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
斐伊川地域森林計画区（松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市）	島根県農林水産部森林整備課、東部農林水産振興センター、東部農林水産振興センター雲南事務所、東部農林水産振興センター出雲事務所	自 令和4年11月8日 至 令和4年12月7日

島根県告示第716号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更するので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間が満了する日までに島根県知事に対し、理由を付した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和4年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧場所	縦覧期間
江の川下流域森林計画区（浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林水産振興センター、西部農林水産振興センター県央事務所	自 令和4年11月8日 至 令和4年12月7日
隠岐地域森林計画区（隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村）	島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁農林水産局	自 令和4年11月8日 至 令和4年12月7日
高津川地域森林計画区（益田市、津和野町、吉賀町）	島根県農林水産部森林整備課、西部農林水産振興センター益田事務所	自 令和4年11月8日 至 令和4年12月7日

島根県告示第717号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

干害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第718号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和4年11月8日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

安来市伯太町下小竹1093-5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)